

ヘイトスピーチを禁止する法律の制定等の対策強化を求める意見書

あらゆる分野で差別をなくし、人種等を異にする者が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することが重要である。

しかるに、最近、特定の国や人種、民族に対する差別をあおるヘイトスピーチ（差別的憎悪表現）の被害が後を絶たない。デモや街宣活動を伴いながら展開されるヘイトスピーチは、今や、地域で暮らす外国人住民にとって大きな脅威になるとともに、子供や青少年に教育上の悪影響を与えるなど、大きな社会問題になっている。

在日コリアンの子供らが通学する京都朝鮮第一初級学校に対するヘイトスピーチをめぐる訴訟では、2014年12月、団体の示威活動が人種差別撤廃条約に言う人種差別に該当し、表現の自由によって保護されるべき範囲を超えていると判断し、損害賠償を命じる判決が確定した。昨年12月には、東京都小平市の朝鮮大学校前でヘイトスピーチをしたとして在日特権を許さない市民の会の元代表に行わないよう、法務省が初めて勧告を行った。また、ことし1月15日には大阪市が抑止を目指す全国初の条例を制定した。相次ぐ事態は、全国各地で頻発するヘイトスピーチの深刻さのあらわれにほかならない。

日本のヘイトスピーチは、国際社会からも深く憂慮され、対応が強く求められている。2014年7月には国連自由権規約委員会から「差別的言動に対処する措置をとるべき」との勧告が、同年8月には国連人種差別撤廃委員会から「ヘイトスピーチ問題に毅然と対処し、法規制を行うよう」との勧告がなされている。また、本年1月には国連少数者問題に関する特別報告者で、ヘイトスピーチ問題を担当するリタ・イザック氏が来日し、「差別をなくすための法整備や指導者の取り組みが必要」と指摘した。

相次ぐ司法・行政判断やたび重なる国際社会の指摘に対し、日本政府がこれ以上、見て見ぬふりを続けることは許されない。

よって、国会及び政府においては、国民の人権を擁護するとともに、差別のない多文化共生社会の実現に向け、憲法の保障する集会、結社、言論、出版その他の表現の自由に十分配慮した上で、ヘイトスピーチの根絶へ向けた法律の制定等の対策を強化されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月25日

大 分 市 議 会